

平成20年4月から国民健康保険税が変わります。

国は、急速な少子高齢化が進む中で、国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものにするために、「医療給付費の伸びと国民の負担との均衡を確保することを目的として、平成18年6月に「医療制度改革関連法」を成立させました。平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律の施行により、現行の老人保健法にかわり新たに独立した医療制度（後期高齢者医療制度）がはじまります。それに伴い、国民健康保険制度も大幅に改正が行われます。国民健康保険税に係る主な改正点は次の3点です。

国民健康保険の加入者は75歳未満に

国民健康保険の加入者（被保険者）は、75歳未満の人です。75歳（一定の障害のある人は65歳）になると新たに後期高齢者医療制度に加入することになり、国民健康保険から外れます。

国民健康保険税は3区分化で課税

国民健康保険に加入している人（被保険者）を対象に
 ①医療保険分
 ②後期高齢者支援金分（新設）
 ③介護保険分（40歳から64歳の人のみ）
 ①②③の3つの合計額が、国民健康保険税として世帯主に課税され

ます。
 ※なお、税率等詳細については、決まり次第お知らせします。

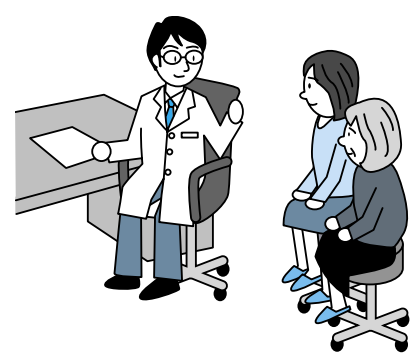
65歳以上の方の保険税は年金からの特別徴収（天引き）に

世帯主を含む国民健康保険に加入している世帯員全員が65歳から75歳未満で、次の2つの条件を満たす場合、国民健康保険税は世帯主の年金から特別徴収（天引き）となります。

- ①世帯主が年額18万円以上の年金をもらっている場合
 - ②世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない場合
- ※①②以外の場合は、いままでどおりの納付となります。

例1	世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳の場合	→	特別徴収
例2	世帯主（国保）72歳、妻（国保）63歳の場合	→	普通徴収
例3	世帯主（後期高齢、擬制世帯主）78歳、妻（国保）68歳の場合	→	普通徴収
例4	世帯主（社保、擬制世帯主）72歳、妻（国保）69歳の場合	→	普通徴収
例5	世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳、子（国保）40歳の場合	→	普通徴収
例6	世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳、子（社保）41歳の場合	→	特別徴収

◆問い合わせ／税務課
 ☎74-1008



4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
仮徴収			本徴収		
前年度の国保税をもとに納付			前年度の所得等をもとに年間の国保税を算出。年間国保税から4月・6月・8月に仮徴収された国保税を除いた金額を10月・12月・2月の3回に分けて納付。		

※介護保険料が天引きされている年金から天引きされます。